

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年 5月27日

契約担当官

航空自衛隊西部航空警戒管制団

会計隊長 濱崎 祥幸

本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の試行対象工事である。

1 工事概要

- (1) 工 事 名 外柵更新工事
- (2) 工事場所 航空自衛隊背振山分屯基地
- (3) 工 期 契約締結日～令和8年10月31日
- (4) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7年、8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式」で級別の格付けを受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「土木一式」に係る等級（防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の記3の等級）がD等級以上であること。
- (5) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、申請書記載の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び資格審査結果通知書の提出期限の日から開札の時点までの期間に、防衛省のいずれかの地方防衛局長又は地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (6) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (8) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

[(9) は、請負金額が4500万円以上（建築一式9000万円以上）の場合に適用する。]

- (9) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ 過去15年の間に同類と認める工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定ポイント合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定ポイントが65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

3 入札手続等

(1) 担当部隊等

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-1

航空自衛隊西部航空警戒管制団（春日基地）会計隊契約班 担当 中村

TEL 092-581-4031（内線2895）

FAX 092-571-5594

(2) 入札説明書等の交付

ア 交付期間

令和8年5月27日から令和8年6月12日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時00分

イ 交付場所

3(1)に同じ

ウ 交付種類

入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他、契約担当官が必要と認めるもの

エ 交付方法

春日基地ホームページ掲載

(3) 申請書及び誓約書、資料並びに資格審査結果通知書の提出期限等

ア 提出期限

令和8年6月12日 午後5時00分

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵便等」という。）する。

(4) 入札書等の提出期限等

ア 提出期限

令和8年7月3日 午後5時00分

イ 工事費内訳明細書の提出

工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送等

※ 入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書（入札説明書第7項第7号に示すもの）又はその写しを提出する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月8日 午前10時00分

イ 場所 航空自衛隊春日基地会計隊入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約に係る証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限り。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効 次の掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8) 契約書作成の要否
要

(9) 適用する契約条項

本工事は、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項を適用する。

(10) 資料のヒアリングを行う場合がある。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

[(13)アは、請負金額が4500万円以上（建築一式9000万円以上）の場合に適用する。]

(13) 配置予定監理技術者の確認

ア 落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

イ 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

[(14)は、請負金額が4500万円以上（建築一式9000万円以上）の場合に適用する。]

(14) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(15) 詳細は、入札説明書(工事)による。

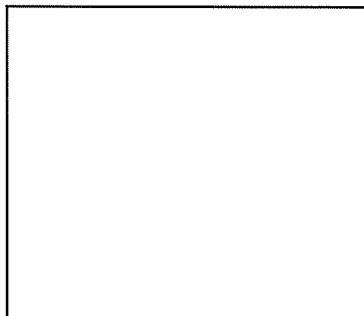
委任状

当社は、
を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 外柵更新工事

代理人使用印鑑



令和8年7月8日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 濱崎 祥幸 殿

住所
会社名
代表者名

工 事 仕 様 書

1 工事件名

外柵更新工事

2 施工場所

航空自衛隊背振山分屯基地

3 工事概要

本工事は、基地内の外柵を更新するものである。

4 分屯基地内共通事項

請負者（契約相手方）（以下「請負者」という。）は、分屯基地内において法令及び分屯基地で定められた規則を遵守し、行動しなければならない。以下の代表的な事項を遵守するほか、検査官及び監督官の細部指示に従わなければならない。

- (1) 請負者は、施工現場において分屯基地の電力及び給水を使用する必要がある場合、契約担当官と調整するものとする。
- (2) 請負者は、分屯基地及び分屯基地の施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、分屯基地司令の許可を受けるものとする。
- (3) 請負者は、分屯基地内において施工で必要な場所以外への立入りは行わないほか細部は監督官の指示に従うものとする。
- (4) 請負者は、分屯基地内において知り得た情報について、第三者へ漏らしてはならない。
- (5) 請負者は、分屯基地内における写真撮影について、工事に必要な場所及び内容だけとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては提出後、完全に消去し、保持しないものとする。
- (6) 請負者は、工事に関連するデータは、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用して処理するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、保持しないものとする。

5 一般共通事項

(1) 一般事項

ア 本工事の施工は、本仕様書によるほか、関係法規類及び分屯基地諸規則の定めるところに従い、遺漏なく実施するものとする。ただし、本工事に関係なき事項については、適用しないものとする。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

イ 工事の着手及び施工に当たっては、監督官とよく調整し、連絡不十分等による工事の誤り及び遅滞などを避けなければならない。

ウ 災害及び不測事態等の発生又は部隊運用に伴い、工事の継続が困難な状況になった場合は、監督官の指示に従わなければならない。

(2) 法令の遵守及び官公庁への手続き

ア 請負者は、工事の施工に当たり、工事に関する諸規則を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運営の手続きについて、請負者の負担と責任において行わなければならない。

イ 工事施工のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、原則として請負者において迅速に処理しなければならない。ただし、これらの手続きに要する費用は全て請負者の負担とする。また、関係官公庁その他に対する交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督官に申し出て協議するものとする。

(3) 疑義

請負者は図面及び仕様書との内容に相違がある場合、明示のない場合又は疑いが生じた場合には、全て監督官と協議しなければならない。その際、技術上当然施工すべき事項は、請負者の責任において行うものとする。

(4) 軽微な変更

請負者は、工事の施工に際し、現場の納まり等のため位置又は工法に軽微な変更が生じる場合、それによる数量の増減等の変更を監督官と協議し、監督官の指示に従わなければならない。この場合の請負金額及び工期については、変更しない。

(5) 現場管理

ア 請負者は、本工事の施工に関する下請負契約を締結する場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、「建設業の許可書」等の写しを工事現場に備えるとともに監督官に提出する。なお、提出時期は工事着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。

イ 請負者は、施工体系図、建設業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係の標識の現場掲示状況の写真を、監督官に提出するものとする。

ウ 工事請負契約金額が4,500万円以上の場合は、主任技術者の専任の者を配置し、常駐させるものとする。

(6) 安全管理

ア 現場代理人は常駐とし、工事現場の安全及び衛生等に関する管理責任者となり関り関係法令等に従って管理を行うものとする。

イ 現場代理人は、全作業員を対象とした安全教育等を実施し、常に工事の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めなければならない。

ウ 現場代理人は常に施工場所の整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行う等事故の未然防止に努めなければならない。

エ 火気の使用及び溶接作業等を行う場合は、事前に監督官の承認を受けるものとし適切な消火設備及び防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講じる

ものとする。

(7) 養生

請負者は、施工関係区域内の次のものについて、適切な方法で養生するものとする。

- ア 未使用の機械及び材料
- イ 施工済の部分
- ウ 在来部分
- エ 汚染又は損傷の恐れがあるもの

(8) 清掃及び後片付け

請負者は、工事の完成に際し、当該工事に関する部分の清掃及び後片付けを行わなければならない。

(9) 工程表

ア 請負者は、工事の着手に先立ち工程内容を監督官と協議の上、工程表を作成し、監督官に提出しなければならない。

イ 請負者は、工程内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、監督官と協議の上、工程表を変更後、速やかに提出しなければならない。

(10) 施工図、原寸図及び見本

施工図、原寸図及び見本などは、必要に応じて速やかに監督官に提出し、承認を受けなければならない。

なお、指定色等は、監督官の指示による。

(11) 材料

ア 仮設材及び特に仕様書等に記載された物以外の材料は、努めて「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に該当する新品の物品等を使用し、監督官の検査を受けて合格した物を使用するものとする。

イ 材料は、試験成績表及び見本等を事前に監督官に提出又は提示し、承認を受けるものとする。材料の規格等は、図面、仕様書又は監督官の指示による。

ウ 図面及び仕様書等に記載された材料のうち同等品を使用する場合、同等以上であることの証明を事前に監督官に提出又は提示し、承認を受けるものとする。

(12) 部分検査

請負者は、工事完成後に隠蔽される部分等で完成検査時に確認が困難な箇所については、監督官と調整の上、適切な時期に検査官の部分検査を受け、検査合格後、工事を続行するものとする。その際、検査合格後の代価の支払いは生じない。

(13) 完成検査

ア 請負者は、工事完成に際し、監督官と調整の上、検査官の完成検査を受けるものとする。

イ 請負者は、完成検査に際し、手直し箇所が生じた場合、直ちに手直しを行い検査官の再検査を受けるものとする。

(14) 工事写真

- ア 請負者は、仕様書及び設計図書に基づき、工程等が適切に施工されたことが確認できる証拠書類として満足させるように工事写真を撮影するものとする。
- イ 撮影は、施工前、施工中及び施工後並びに施工に伴い隠蔽する部分を可能な限り同一方向から撮影し、編集後、監督官に提出するものとする。

(15) 発生材

- ア 工事の施工により生じた発生材の運搬は、請負者の責任において行わなければならない。
- イ 発生材のうち金属屑は、監督官の指示する場所へ集積するものとする。
- ウ 請負者は、集積した金属屑を品目ごとに分別し、重量を計測後、発生材調書を作成し、状況写真とともに監督官に提出するものとする。
- エ 金属屑以外の発生材は、産業廃棄物処理施設において適正に処分し、産業廃棄物管理票の写しを完成検査前までに監督官に提出するものとする。

(16) 他の構造物及びその他に対する注意

請負者は、工事中において、他の構造物及びその他に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし、損傷させた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、請負者の負担において、必要な処置を取り完全に復旧するものとする。

(17) 図面の複製貸出

設計図書等は、工事施工等の目的以外に、第三者に対して貸与、複製又は閲覧させてはならない。

なお、設計図書等は、工事終了後速やかに返却するものとする。

(18) 提出書類

書類名	提出書類	様式
工事代理人等通知書	契約後	官側
工程表	契約後	官側又は請負者
着工届	着手前	官側
施工体制台帳及び施工体系図	着手前	請負者
承認図	着手前	請負者
材料検査簿	都度	官側
出荷証明書及び品質等証明書	都度	請負者
発生材調書	都度	官側
工事完成通知及び工事完成検査願書	完成後	官側
引渡書	完成後	官側
工事写真	都度	請負者
工事日報	都度	請負者
その他監督官が指示する書類	都度	別示

6 特記事項

特記仕様書による。

特記仕様書

- 1 工事件名
外柵更新工事
- 2 施工場所
航空自衛隊背振山分屯基地
- 3 工事概要
基地内の外柵を更新するものである。
工事に関する要求
- 4 本件は、本仕様書によるほか、防衛省整備計画局制定「土木工事共通仕様書（最新版）」及び「外・内柵設計指針」その他関係法規等により実施するものとする。
- 5 工事種別及び数量等
(1) 撤去工
撤去工事

細目工種	規格等	数量	図面番号
支柱・金網柵撤去	支柱間隔：2,000mmピッチ	98 m	5 / 7
基礎ブロック撤去	□250×250×450	98 m	5 / 7
片開門扉撤去（基礎含む。）	H=1800mm	1 基	5 / 7

(2) 環境整備工

細目工種	規格等	数量	図面番号
フェンス設置工	防衛省仕様フェンス 付属金物等共 H=1,800mm 忍返付	98 m	6 / 7
鋼管基礎設置工	鋼管基礎φ101.6×3.2×1,000 支柱間隔：2,000mmピッチ	98 m	6 / 7
片開門扉設置工	H=1,800mm 柱φ101.6×3.2	1 基	7 / 7
片開門扉基礎設置工	□500×500×1100	1 箇所	7 / 7

(3) 土工

細目工種	規格等	数量	図面番号
埋戻し	締固め含む。	1.63 m ³	6 / 7

(4) その他

細目工種	規格等	数量	図面番号
産業廃棄物処理			
産業廃棄物収集・運搬	無筋コンクリート殻	3.11 t	6 / 7
産業廃棄物処理	無筋コンクリート殻	3.11 t	6 / 7
材料仕様	規格・寸法等	その他	
柵柱	φ60.5×2.3mm JIS G 3444 (STR400)	JIS H 8641 溶融亜鉛メッキの2種HDZ45以上	

材料名	規格・寸法等	その他
菱形金網	線径3.2mm 網目5.6mm JIS G 3552 (ZG-3) 以上	JIS G 3532 亜鉛メッキ鉄線の6種
有刺鉄線	φ2.6mm 2本より ピッチ100mm JIS G 3532	JIS G 3532 亜鉛メッキ鉄線3種
胴縁	φ34.0×2.3mm L=1800	溶融亜鉛メッキの2種HDZ45以上
横引き番線	φ4.0mm	亜鉛メッキ鉄線3種
鋼管基礎	□101.6×3.2mm L=1,000	
片開門扉基礎	□500×500×1100	
片開門扉	H=1800mm 柵柱、金網及び有刺鉄線準ずる。	
胴縁用継手		
胴縁固定金具		
胴縁自在継手		
胴縁自在継手小五金具		
吊りバンド		
有刺鉄線固定金具		
横引番線固定金具		
丸鋼		
丸鋼止固定金具		

7 工事内容

- (1) 撤去工事
 - ア 撤去した柵柱及び片開門扉支柱は、基礎ブロックから分離分別し、処理するものとする。
 - イ 撤去した既設フェンス一式及び既設門扉一式は、監督官が指定した場所まで運搬し、集積するものとする。
- (2) フェンス設置工事
 - ア 新設で設置するフェンス一式は、防衛省仕様の規格及び品質を満足するものとし、承認図を作成、提出のち、監督官の承認を得て使用するものとする。
 - イ 柵柱には、鋼管基礎φ101.6×3.2×1,000mmを使用し、柵柱間隔2,000mmとするものとする。
 - ウ 設置する柵柱の下部450mmには、モルタル充填するものとする。
 - エ 請負者は、施工中及び施工後の基地内への侵入防止措置を講じるものとし、措置の方法については、監督官と協議するものとする。
 - オ 門柱、門柱枠材、門柱金網及び門柱有刺鉄線の規格と防錆処理は、防衛省仕様フェンスに準ずるものとする。
 - カ 門扉支柱と隣接する柵柱の間隔は、150mm以内を基準とし、細部及び施工方法は監督官と協議するものとする。

件名	外柵更新工事	図面番号
図面名		1 / 7
縮尺		

許可なく関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせはならない。

航空自衛隊 背振山分屯基地

特記仕様書 (2)

- (3) 土木工事
掘削した土は再利用せず、埋め戻しの際は、新たな埋戻土を使用するものとする。
- (4) その他
防衛進入道路は、勾配が激しく最小道路幅が 3.2m であるため、大型車両等については、佐賀県側の背振山公園線（県道 305 号線）を經由し、築基するものとする。
- 8 完全週休 2 日制工事（土日）の場合
(1) 本工事は、完全週休 2 日制工事（土日）の試行対象工事である。
(2) 週休 2 日の考え方
ア 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2 日以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行って、当該週の土曜日及び日曜日を、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。月単位の週休 2 日とは、対象期間内における全ての月で現場閉所（現場休息）日数の割合が 28.5%（8 日 / 28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5% に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。通期の週休 2 日とは、対象期間において、28.5%（8 日 / 28 日）以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められることをいう。なお、降雪、出水期、猛暑日等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
イ 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始 6 日間及び夏季休暇 3 日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
ウ 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。
- (3) 現場閉所実績報告書
受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月 10 日までに監督官へ提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。
- (4) 総合工事工程表の作成
受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工事工程表を作成する。総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休 2 日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。
ア 建設工事に従事する者の休日（週休 2 日）に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇の確保
イ 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所 の設置等の「施工準備期間」

- ウ 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
エ 降雪、出水期、猛暑日等の作業不能日数

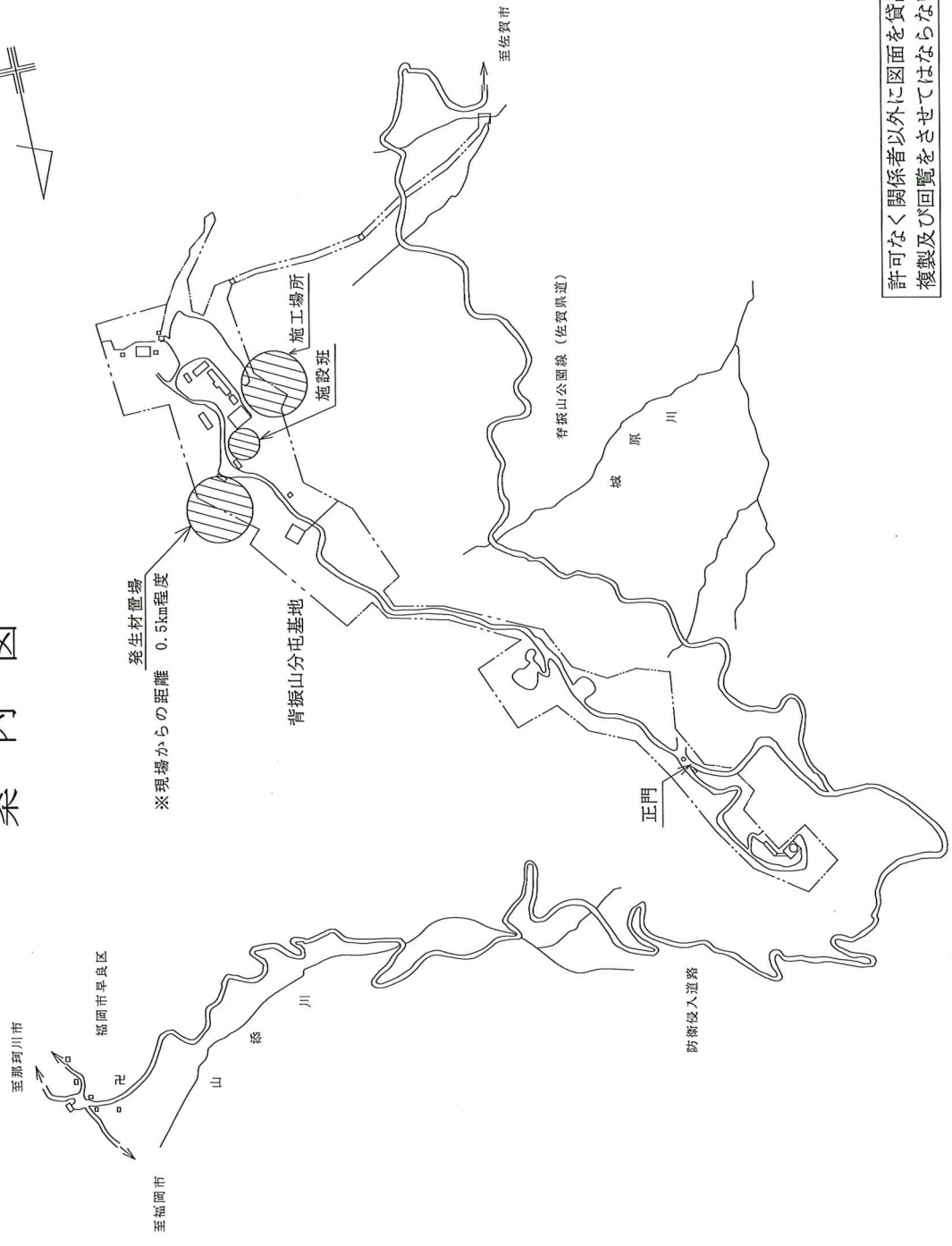
(5) 工事工程の共有

- ア 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
イ 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するものか）について、受発注者で共有するものとする。
ウ 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
エ 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。
(6) 現場閉所の達成状況及び精査
対象期間における全ての週において完全週休 2 日（土日）が達成できていない又は月単位の週休 2 日が達成できていない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備雇付工）、共同仮設費率、現場管理費率及び市場単価等を請負代金額の変更により減額するものとする。

件名	外柵更新工事	図面番号	2 / 7
図面名			
縮尺			
航空自衛隊 背振山分屯基地			

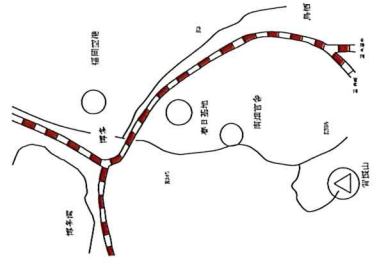
許可なく関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

案内図



許可なく関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

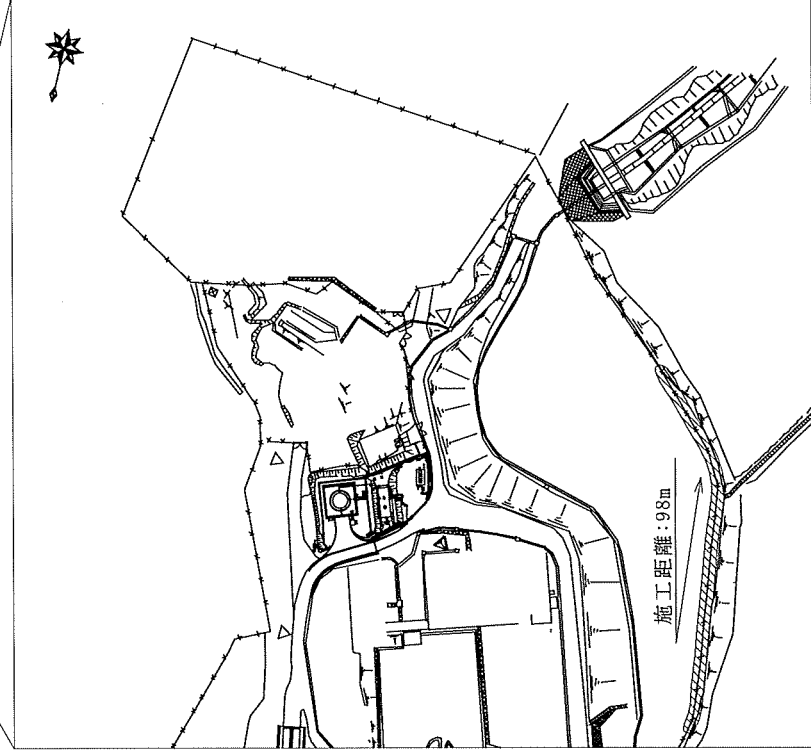
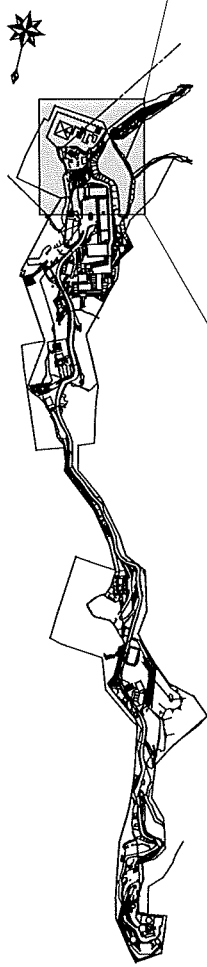
広域



*防衛進入道路について
 (1) 大型車両等は、佐賀県道305号線(背振山公園線)を經由する。
 (2) 冬季期間(12月1日～3月31日)については、全車両通行不可である。

件名	外柵更新工事		図面番号	3 / 7
図面名	図示			
縮尺	N/S			
航空自衛隊 背振山分屯基地				

KEY PLAN



許可なく関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

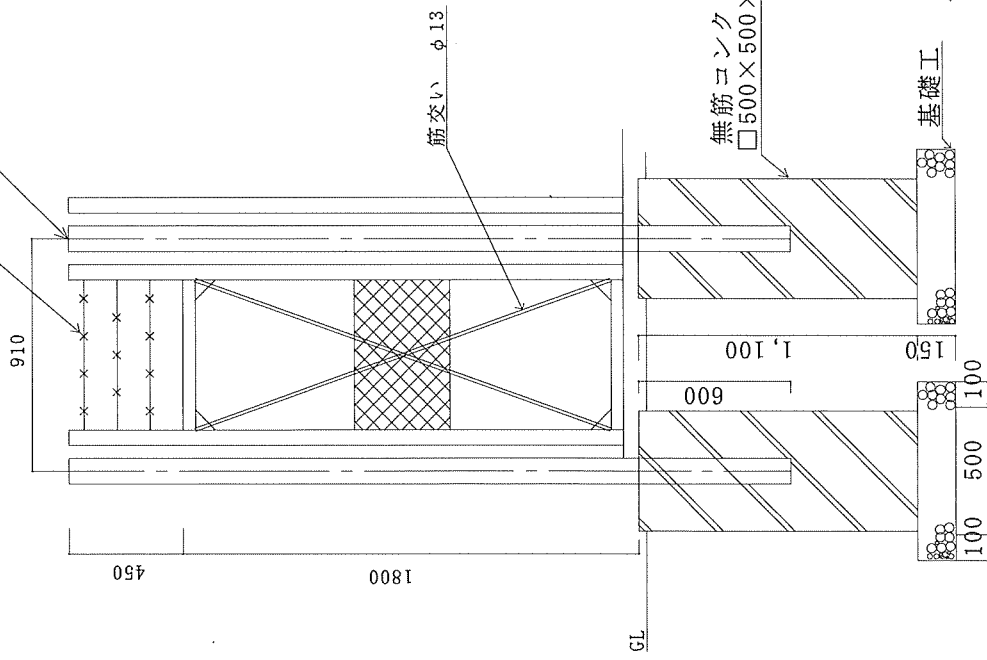
施工場所詳細図

件名	外柵更新工事	図面番号	4 / 7
図面名	図示	縮尺	N/S
航空自衛隊 背振山分屯基地			

有刺鉄線 $\phi 2.6$

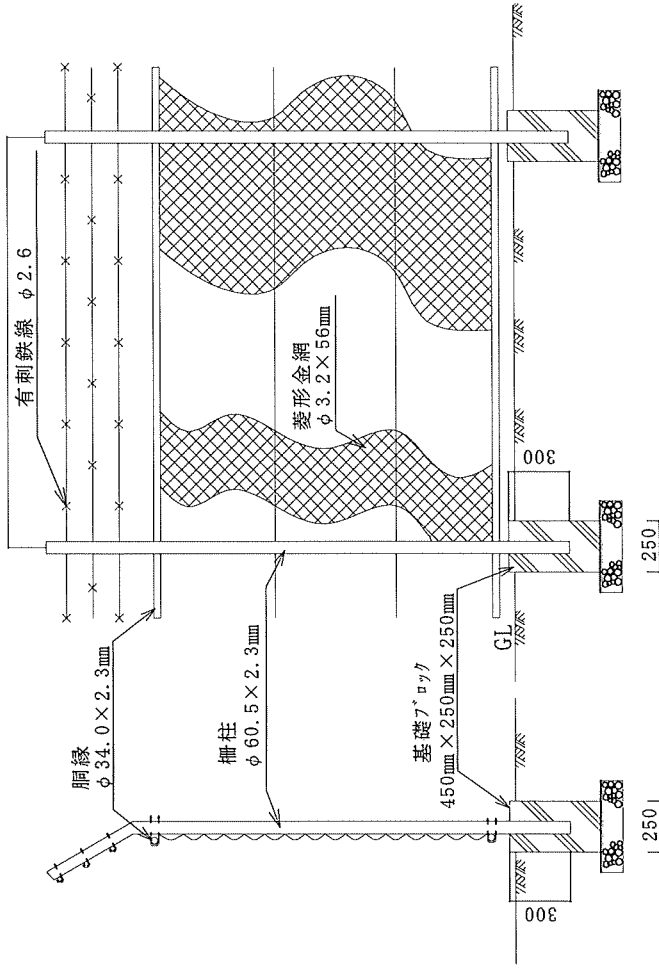
支柱

$\phi 101.6 \times 3.2\text{mm}$



既設片開門扉立面図

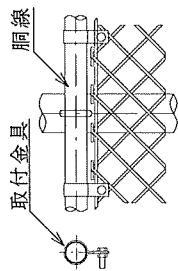
2,000



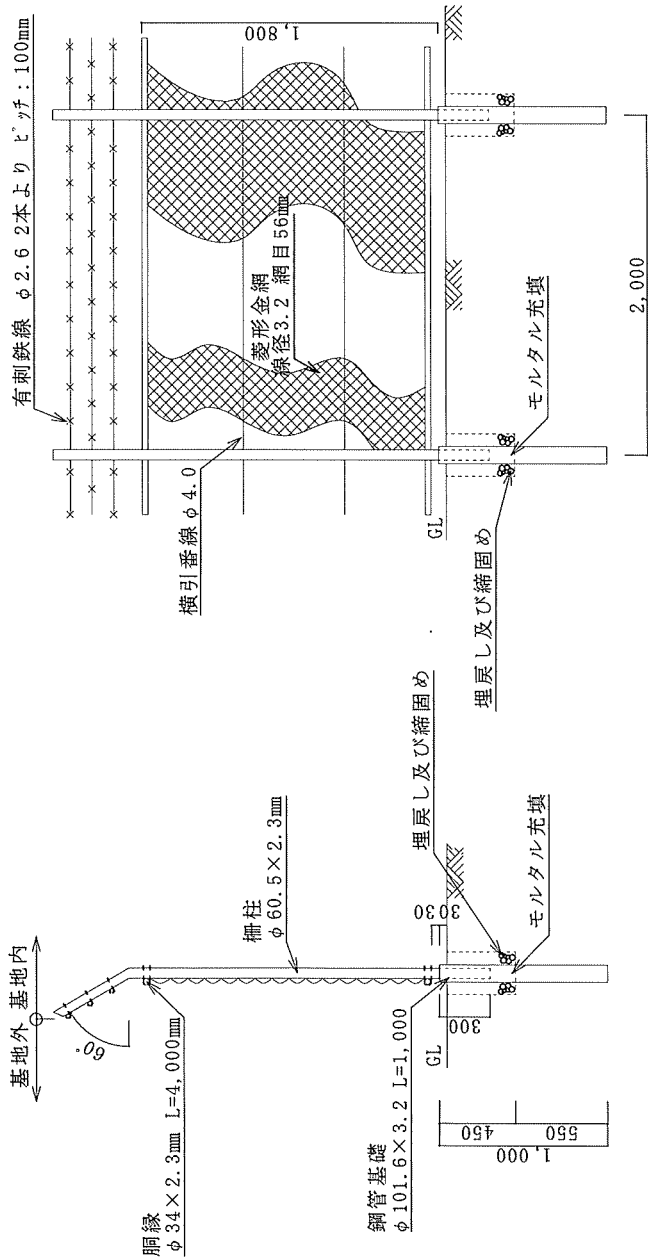
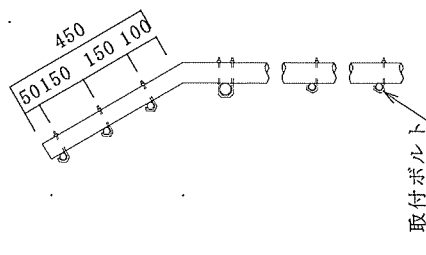
既設金網柵撤去側面図 S=1/25 既設金網柵撤去立面図 S=1/25

許可なく関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

件名	外柵更新工事	図面番号	5 / 7
図面名	図示	縮尺	図示
航空自衛隊 背振山分屯基地			



胴縁金網取付部 S=1/8



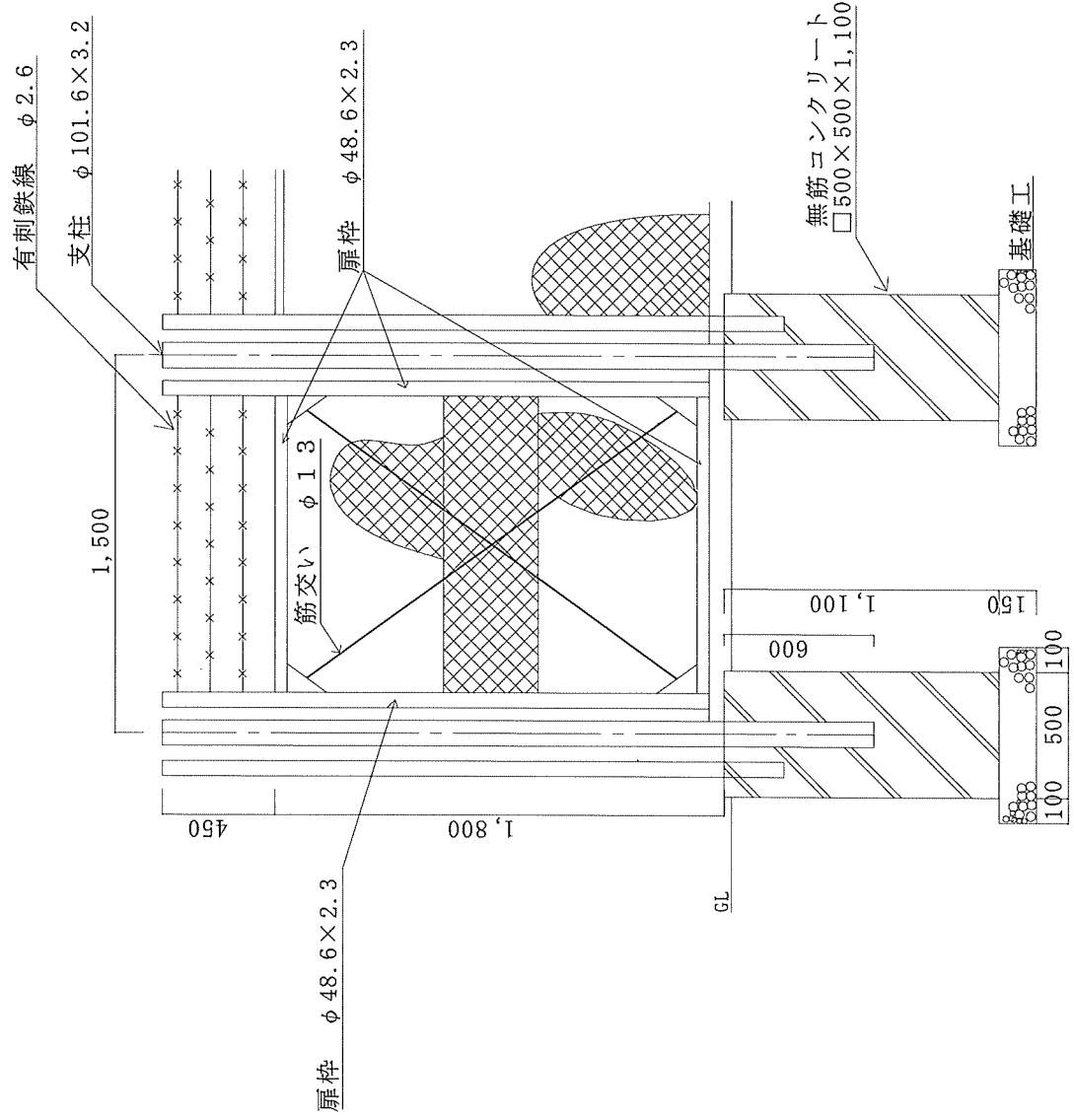
金網柵標準立面図 S=1/30

金網柵標準側面図 S=1/30

柵柱取付詳細図 S=1/15

許可なく関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

件名	外柵更新工事		図面番号	6 / 7
図面名	示		図示	
縮尺	示		図示	
航空自衛隊 背振山分屯基地				



許可なく関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

件名	外柵更新工事	図面番号	7 / 7
図面名	図示	縮尺	1 / 20
航空自衛隊 背振山分屯基地			

片開門扉立面図